

# 最低賃金 改定！

## 2017年

毎年10月～11月は最低賃金の改定時期です。ここ数年は10円を超す極端な上昇をしており、今年も大幅なアップが予定されています。以下、改定の予定と、最低賃金計算方法について紹介します。

今回の最低賃金改定により、大幅に上昇しました。都道府県ごとの新最低賃金額は以下の表の通りです。

10月1日発効	都道府県	引き上げ 予定額
東京都	958円	26円
神奈川県	956円	26円
愛知県	871円	26円
大阪府	909円	9月30日 ～改定
兵庫県	844円	25円
京都府	856円	25円
福岡県	789円	22円

**最低賃金をクリアするラインはどこか**  
最低賃金は時給で定められているので、時給者の場合はそのまま時給比較をすればクリアしているかどうかわかります。日給や月給で払う場合は、時給に換算して最低賃金額と比較する必要があります。

比較のためには(1)所定労働時間と(2)対象となる賃金を正しく計算する必要があります。

### (1) 所定労働時間

1日8時間、週40時間の「法定労働時間=所定労働時間」の場合は、年間の労働時間から月当たりの平均を出して計算します。

### (2) 対象となる賃金

支給総額では、最低賃金額を上回っていると思っても、最低賃金の計算に含めてはいけないうちがあります。ただし、設定できているか、必ず見直してください。

月給者などの最低賃金の計算の際、基本給に「合算する手当」と「合算してはいけない手当」があります。

合算して 良いもの	役職手当、職務手当など
合算しては いけないもの	臨時に支払われる賃金/1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)/ 残業手当・休日手当など/精皆勤手当、 通勤手当および家族手当

### 最低賃金と労働市場の関係

評価により時給者の給与を上げる場合でも、なかなか、25円も上げられない場合が多い状況の中で、最低賃金はどんどん上がっていています。

月額で換算すると、

$25円 \times 160時間 = 4000円$  程度の引き上げです。

お問い合わせは久保社労士法人まで